

おつかれさま



ほっとライン **+** plus

名張市子ども相談室発行

こんにちは、名張市子ども相談室です

暑い夏がやってきました。気象庁の発表によると、今年の夏の気温は、平年並みか高くなるとのことなので、熱中症対策をしながらも、夏にしかできない体験をたくさんしてくださいね。

(熱中症対策については、名張市HPに昨年度のほっとライン plus26号にも少し載せているので良かったら見てください。)

さて、子ども相談室は今まで電話での相談を主に行ってきましたが、少しでも相談していただきやすいよう、相談方法が増えました。皆様の相談をお待ちしております。

☆電話相談 番号：0800-200-3218(無料)18歳以下の方

子どもに関することであれば、保護者の方からのご相談も承ります。

大人の方は0595-63-3118へお電話ください。ご希望があれば面談もさせていただきますので、一度お電話ください。

相談日時	月・火・木・金	8:30～17:15	〔 土・日・祝祭日 12/29～1/3 はお休みです 〕
	水	10:30～19:00	

☆メール相談 アドレス：kodomosoudan@city.nabari.lg.jp

迷惑メールとサーバーが判断した場合は届かないことがあります。また、相談室からの返信が携帯などの設定で、受け取れないことがあります。

また、返信については時間がかかることがありますので、急ぎで相談がある場合は、電話相談をしてください。

☆Web アンケート相談

QRコードを読み取りアンケート形式で相談できます。

Web アンケートでは、相談のやり取りはできません。

相談へのお返事を希望される場合は、Web アンケートにご希望の相談方法を入力してください。



「子どもの権利」のこと知っていますか？

名張市では子どものみなさんが安心して毎日を過ごせるように、との思いから「**名張市子ども条例**」を制定しています。

この条例でいう「子ども」とは、18歳以下の人のことで、この「ほっとライン plus」を読んでいるあなたも対象です。

この条例では子どもが生まれながらに持っている「**生きる権利**」、「**育まれる権利**」、「**守られる権利**」、「**参加する権利**」について定めています。

権利の主役であるみなさんが子どもの権利について知ることで、自分たちのために権利を生かせると思います。

今回はその中から、「生きる権利」とはどのようなことを約束しているのかその一部を紹介します！

生きる権利 名張市子ども条例 第10条

子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有す

- ・命が大切にされ、健康で安全に生活できます。
- ・病気やけがをしたときは必要な治療が受けられます。
- ・大人から愛情を受け、夢や希望、悩み、自分たちの考えを理解してもらって育つことができます。
- ・国の違いや性別、考え方の違い、障がいがあるか、などによって差別されません。
- ・困ったときは相談できます。

名張市子ども条例
について詳しく知
りたい方はこちら



困ったことやつらいことがあったら、
表面で紹介している相談方法で
『子ども相談室』に相談してください。
秘密は守ります。

次回は「育まれる権利」、

「守られる権利」について紹介します！